

太田市公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により太田都市計画地区計画を変更しようとするので、太田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成１７年太田市条例第２０９号）第２条の規定により下記のとおり公告し、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の原案について、都市計画法第１６条第２項に規定する者は、縦覧開始の日から起算して３週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

令和７年７月１５日

太田市長 穂 積 昌 信

記

１ 都市計画の種類、名称、位置及び区域

- (1) 種類 太田都市計画地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域
東金井工業団地南第二地区地区計画	太田市東金井町の一部	東金井工業団地南第二地区地区計画区域内

２ 縦覧場所 太田市役所都市政策部都市計画課

３ 縦覧期間等

- (1) 縦覧期間 令和７年７月１５日（火）から同年７月２９日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (2) 縦覧時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで